

社援地発 0401 第 24 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県知事・市区町村長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の
改正について

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、福祉事務所設置自治体等が行う自立相談支援事業等の運営に当たって必要な基本的事項については、それぞれ手引きとしてとりまとめているところである。

今般、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）の令和 7 年 4 月 1 日の施行に伴い、別添のとおり各事業の手引きを全面的に改正し、同日から適用することとしたので通知する。主な改正の内容は下記のとおりであり、改正法による改正内容を反映したほか、それ以外の事項についても記載内容の適正化を図っている。

については、改正の内容について御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないようお願いする。

生活困窮者自立支援統計システムについては、現在改修作業を行っており、詳細は別途お知らせする予定である。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

（主な改正の内容）

- 自立相談支援事業の手引き
 - ・自立相談支援機関における住まい相談支援員に関する記載の追加
 - ・自立相談支援機関と居住支援関係者との連携に関する記載の追加
 - ・就労準備支援事業又は家計改善支援事業との一体的な実施に関する記載の追加
 - ・支援会議の開催や地域の居場所との連携等の方法による生活困窮者の早期把握（アウトリーチ）に関する記載の追加
 - ・住居確保給付金の転居費用の補助に関する記載の追加
 - ・生活困窮者自立支援統計システムに関する記載の追加

- 住居確保給付金の支給に係る事務の手引き
 - ・転居費用の補助に関する記載の追加

- 就労準備支援事業の手引き
 - ・ 自立相談支援事業との一体的な実施に関する記載の追加
 - ・ 特定被保護者による事業の利用に関する記載の追加
 - ・ 就労体験先への交通費の負担軽減に資する支援に関する記載の追加
 - ・ 人材育成に関する記載の追加
 - ・ 生活困窮者自立支援統計システムに関する記載の追加

- 居住支援事業の手引き
 - ・ 事業名の変更（「一時生活支援事業」から「居住支援事業」に変更）
 - ・ 地域居住支援事業の利用期間の柔軟化に関する記載の追加
 - ・ 特定被保護者による事業の利用に関する記載の追加（地域居住支援事業のみ）
 - ・ （改正法により居住支援事業のうち必要があると認められるものの実施が努力義務化されたことを踏まえ）事業の推進体制と庁内体制の整備に関する記載を見直し

- 家計改善支援事業の手引き
 - ・ 自立相談支援事業との一体的な実施に関する記載の追加
 - ・ 特定被保護者による事業の利用に関する記載の追加
 - ・ 税務部局等との連携に関する記載の追加
 - ・ 権利擁護支援策との連携に関する記載の追加

（別添1）自立相談支援事業の手引き

（別添2）住居確保給付金の支給に係る事務の手引き

（別添3）就労準備支援事業の手引き

（別添4）居住支援事業の手引き

（別添5）家計改善支援事業の手引き

※ また、各事業の手引きの別添である様式等も一式添付しております。今般の改正法の施行に伴って新規で作成した様式等については【新規作成】、改正した様式等については【見直し】とファイル名の冒頭に記載しています。ご参考として、改正をしていない様式等も添付しています。